

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第4号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成24年12月23日（日、祝日） 11時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山北東方沖 金華山灯台から真方位006° 3,700m付近 （概位 北緯38° 18.6′ 東経141° 35.3′）
事故等調査の経過	平成25年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 ^{たいよう} 大洋丸、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	294-10375宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラに曲損 定置網 アンカーロープに損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、金華山北東方沖の定置網がある海域で釣りをを行い、釣りを終了して帰航のため、機関を前進にかけたところ、平成24年12月23日11時40分ごろ、プロペラに定置網のアンカーロープが絡み、同ロープを損傷し、機関が停止して航行不能となった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、118番通報をして救助要請を行った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金華山北東方沖で釣りを終えて帰航する際、船長が定置網のある海域で機関を前進としたことから、定置網のアンカーロープがプロペラに絡み、アンカーロープを損傷したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、定置網のある海域で機関を前進にするに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が金華山北東方沖で釣りを終えて帰航する際、船長が定置網のある海域で機関を前進としたため、定置網のアンカーロープがプロペラに絡んだことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 定置網のアンカーロープは潮流等の影響によって移動することがあり、定置網が設置されている付近ではアンカーロープがプロペラに絡まる虞があるので、同付近では釣りを行わないこと。